

# 平成 31 年度 予算概算要求の概要

## 資料 1

### 抜粋



平成 30 年 8 月  
内 閣 府

〔単位：百万円〕

2. 少子化対策、女性の活躍、暮らしと社会等 2,573,232(2,593,081)  
(うち年金特別会計 2,565,776+事項要求(2,588,466))

少子化対策を総合的に推進するとともに、子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、新たに策定するプランに掲げる放課後児童クラブの拡充などにより、子供を生き育てやすい環境を整備する。

子供・若者育成支援施策の総合的な推進をはじめ、男女共同参画社会の形成、高齢社会対策、障害者施策、交通安全対策、子供の貧困対策等、我が国の直面する社会的課題の変化に対応し、自立と共助の精神に基づく社会の形成を図る。

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施（年金特別会計に計上）（一部社会保障の充実）  
2,565,776+事項要求(2,588,371)

① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）  
1,038,711+事項要求(1,038,711)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等を実施する。

・子どものための教育・保育給付 903,115+事項要求(903,115)

施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）  
地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）等

・地域子ども・子育て支援事業 135,596+事項要求(135,596)

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

【主な事項要求】

◇社会保障の充実

平成31年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する（消費税引上げ以外の財源も含む）。

◇新しい経済政策パッケージ等の実施

・幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの子児及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子児についての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

・保育士の処遇改善

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 381 (381)  
就業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

・企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

169,733 (169,733)

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

② 企業主導による多様な就業形態等に対応した多様な保育の支援 170,113 (170,113)

【単位：百万円】

【単位：百万円】

〔単位：百万円〕

③ 児童手当

1,356,951 (1,379,547)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量的拡充及び質の向上 (社会保障の充実)

○量的拡充

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の事業量の計画的な拡充を図る。

○質の向上

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現のための質の向上に向けた取組を実施する。

〔単位：百万円〕

(2) 少子化対策の総合的な推進等

3,724 (1,549)

・地域少子化対策重点推進交付金

3,001\*(999)

※うち優先課題推進枠: 2,101

地方自治体が行う少子化対策事業(「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」)について、優良事例の横展開の支援に加え、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)等を一層推進する観点から、新たな事業を追加するなどの充実を図る。

また、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地方自治体が行う結婚新生活支援事業(新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助)を支援する。

・新たな少子化社会対策大綱の策定に向けた検討

21 (17)

新たな少子化社会対策大綱の策定に向け、有識者を構成員とする検討会を開催するとともに、前回大綱に掲げられた関連施策の進捗状況の把握、数値目標の点検・評価、施策の進捗を阻害している要因等について各種調査・分析を行う。

・子育て応援コンソーシアムの推進  
20※(新規)  
※優先課題推進枠

子育てにやさしい社会的機運の醸成に向けた国民運動の基盤として、関係業界団体をメンバーとする市民合同の「子育て応援コンソーシアム」を立ち上げ、子育てにやさしいサービス、機能面の充実に関する取組推進や全国キャンペーンを展開する。

・少子化に関する国際連携の推進  
8※(新規)  
※優先課題推進枠

フランスやスウェーデンをはじめとする欧州諸国で少子化を克服した先進国や社会的・文化的類似性を有するアジア諸国における少子化対策の実情に関する政策協議を行う。特に、日韓の枠組みでは、「日韓少子化及び高齢化セミナー」の開催及び同枠組みでの共同研究を推進する。

・少子化対策の効果的な推進を図るため、結婚支援者連携事業、「さんきゅうパントリー」(男性の出産直後の休暇取得促進)の推進や子育て支援バスがー卜事業の充実強化のほか、「家族の日」「家族の週間」など理解促進に向けた普及啓発活動等を展開

・子ども・子育て支援新制度について、円滑な実施を図るために必要な広報・啓発活動等を実施  
289※(153)  
※うち優先課題推進枠:151

▶ 子ども・子育て支援全国総合システム  
188※(41)  
※うち優先課題推進枠:151

効果的な子育て支援等の実施が図られるよう、子ども・子育て支援全国総合システムを改善する。

[単位:百万円]

(3) 子供・若者育成支援施策の総合的な推進  
1,697(1,649)

・子供・若者支援のための体制整備など、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づく取組の推進  
208※(198)  
※うち優先課題推進枠:40

▶ 子ども・若者総合相談センター強化推進事業  
40※(新規)  
※優先課題推進枠

子供・若者の育成支援に関する相談機関が子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センターとしての機能を担うために必要なノウハウを普及する取組及び同ノウハウを高度化させる取組を支援する。

・青少年のインターネット利用に関する調査の実施や検討会の開催など、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)及び基本計画に基づく取組の推進  
41(41)

〔単位：百万円〕

・ASEAN各国と共同実施する「東南アジア青年の船」事業等の実施による青年リーダーの育成 1,448\*(1,410)

※うち優先課題推進枠:137

▶ 「世界青年の船」事業

517\*(498)

※うち優先課題推進枠:137

日本青年が世界各地から集まった青年と船上等で集中的にディスカッションや文化交流等を行うことにより、国際社会・地域社会で活躍できる次世代リーダーを育成するとともに、国境を超えた人的ネットワークを構築する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技夏季大会開催前の機会を捉え、大会機運の醸成はもとより、オリンピック・パラリンピックの「レガシー」を考える実践的な学習の機会を日本青年に提供する。

〔単位：百万円〕

(4) 共生社会の形成・男女共同参画社会の実現 2,034(1,417)

① 共生社会の形成

947(603)

・高齢社会対策総合調査の実施、エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例に関する紹介事業など、高齢社会対策の推進 33(33)

・障害者政策委員会の開催、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に係る理解促進及び地域協議会体制整備の支援、障害者週間を通じた広報・啓発、及び障害者基本計画の推進状況等について把握するための調査研究など、障害者施策の推進 126\*(125)

※うち優先課題推進枠:20

▶ 障害者基本計画の推進等に関する調査

20\*(新規)

※優先課題推進枠

新たな障害者基本計画（第4次）の決定を踏まえ、障害者差別の解消や障害者統計の充実など、重要性が高い分野を中心とした取組の進捗やデータの効率的な把握等のための課題や改善方策等の整理・検討のための調査研究を実施する。

・高齢運転者による交通事故防止対策を推進するための調査・普及啓発、道路交通安全に関する基本政策等に係る調査、地域の実情等を踏まえた交通安全活動の支援、交通指導員等の素質向上のための研修、先端技術の進展を踏まえた交通安全対策に係る調査など、交通安全対策の推進 97\*(90)

※うち優先課題推進枠:15

▶ 先端技術の進展を踏まえた交通安全対策に係る調査

15\*(新規)

※優先課題推進枠

交通に関わる先端技術は、事故を未然に防いだり、負傷の程度を軽減したりすることができる一方、的確に理解・活用されないと、事故を引き起こしたり、負傷の程度を悪化させたりする可能性があるところ、実用化され普及しつつある先端技術について、交通安全運動等を通じて国民にわかりやすく伝える観点から、調査整理し、周知していく。

【単位：百万円】

・官公民連携プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」の推進、子どもの貧困対策会議の開催、子供の貧困に関する調査研究、地方における連携体制支援事業、地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）など、子供の貧困対策の推進

※うち優先課題推進枠：413

650\* (310)

▶子供の貧困対策推進のための官公民連携プロジェクト・国民運動の展開 124\* (124)

※うち優先課題推進枠：120

各地域において、地方公共団体や民間企業・団体による子供の貧困対策推進のための連携ネットワーク体制を通じた取組を加進させるとともに、確実に支援を届けるための各種支援情報等の収集・提供や基金に関する情報発信を通じて、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として推進する。

▶子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業 491\* (151)

※うち優先課題推進枠：293

多様な複合的な困難を抱える子供たちに対し、ニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立（地域ネットワーク形成）する地方自治体の取組の立ち上げ期を支援する。

平成31年度

## 予算概算要求の主要事項

抜粋



【計数については、整理上、変動があり得る。】

### 第5 子どもを産み育てやすい環境づくり

待機児童解消に向けて「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備をはじめとした総合的な子育て支援を行うとともに、保育人材の確保・処遇改善を図ることで「希望出生率1.8」の実現を目指す。また、児童虐待防止対策・社会的養育、母子保健医療対策、子どもの貧困とひとり親家庭対策を推進することにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

#### 1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援など 3,382億円(3,220億円)

(1) 保育の受け皿拡大・保育人材の確保等 1,170億円(1,071億円)

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、潜在保育士の再就職支援や保育士の更なる処遇改善等を実施する。

- ① 保育の受け皿拡大【一部推進枠】 8.98億円(8.89億円)  
待機児童の解消に向け、保育の受け皿の整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。
- ② 多様な保育の充実【一部新規】【一部推進枠】 9.5億円(5.8億円)  
新たに医療的ケア児保育支援者を配置するとともに、保育士のたん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援を引き続きモデル事業として実施し、保育園等における医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進する。
- ③ 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】【一部推進枠】  
(一部再掲・38ページ参照) 17.8億円(12.4億円)  
保育人材の確保のため、保育士・保育所支援センター等のマッチングを強化し、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを図る。  
保育人材の求職活動及び保育園等の採用活動の支援や、保育園等の勤務環境の改善のため、保育園等の勤務環境の指標の見える化を図る。  
長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が

滞在保育士を試行的に雇用する際に、研修等に要する費用などを補助する。

④ 放課後児童対策の推進【一部新規】【一部再掲・78ページ参照】

47億円の内数（24億円の内数）

放課後児童対策の推進を図るため、児童館、社会教育施設等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保等を促進する。

放課後児童クラブの普及拡大を図るため、先進事例の普及や放課後児童クラブを巡回する「フレキシブル」を市町村に配置する事業等を実施する。

(2) 子ども・子育て支援新制度の実施及び幼児教育・保育の無償化への対応

※一部内閣府において要請

① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保険の充実）

すべての子ども・子育て関係を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。

ア 子どものための教育・保育給付

- ・施設給付金、施設費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る適費）
- ・地域型保育給付（家庭型保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保

育に係る適費）等

イ 地域子ども・子育て支援事業

- ・利用型支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

② 放課後児童クラブの拡充（一部社会保険の充実）

新たに認定するクラブに据ける2023年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

③ 企業主導による多様な就業形態等に対処した多様な保育の支援

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の普及を支援する。

④ 児童手当

次代の社会を担う児童の豊かな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

⑤ 幼児教育・保育の無償化への対応【一部新規】【一部再掲・78ページ参照】

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が適守・監護すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研究の実施等、認可外保育施設の認可保育園等への移行に向けた支援を行う。

(3) 母子健康医療対策の推進

241億円（215億円）

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

① 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援【一部新規】【一部推進枠】

妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。

女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合には、医療機関等へ産婦について体制を整備する。

産後うつ等を予防する観点から、産婦健康診査、産後ケア事業等を推進する。乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進するための市町村システムの改修を支援する。

※「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府において要請)を活用して実施(一部社会保険の充実)

② 不妊治療への助成【一部推進枠】

不妊治療について、夫婦ともに不妊治療が必要な場合の経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充を図る。

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

1,868億円（1,867億円）

① ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化【一部新規】

131億円（124億円）

「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月21日子ども貧困対策協議決定)に基づき、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口の7.5ポイント化の推進、子ども学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援



援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施する。

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した同行支援や継続的な見守り支援等を実施する。

② 自立を促進するための経済的支援 1,736億円(1,743億円)

児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払い分から実施する。

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引き上げや修業資金の償還期間の見直し等を図る。

③ 子どもの学習・生活支援事業の推進(後掲・85ページ参照)

(5) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進

230億円の内数(182億円の内数)

配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

【一部新規】【一部推進枠】 1,655億円(1,548億円)

(1) 児童虐待防止対策の推進

① 児童相談所の体制強化等

児童虐待防止対策の更なる推進に向けて、中核市・特別区における児童相談所の設置の促進や体制強化を図るための支援等を行う。また、一時保護児童の受入体制の充実を図る。

② 市町村の体制強化等

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置の促進や体制強化を図るとともに、レスパイトケア等の在宅における養育支援の充実を図るほか、関係機関間において、要保護児童等に関する情報を共有するシステムの構築を推進する。

(2) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進(一部社会保障の充実)

家庭養育優先原則に基づき、

・ 里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う包括的な里親養育支援体制の

構築に向けて、里親リクルーターの配置等の支援体制の拡充や、職員の人材育成を図ることにより、家庭養育優先原則に基づく取組を推進する。

・ 養親希望者への支援等にモデル的に取組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援を拡充するとともに、養親希望者の負担軽減を図る。

※ 児童虐待防止対策、社会的養育の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。(後掲)

(3) 虐待を受けた子どもなどへの支援の充実(一部社会保障の充実)

社会的養護自立支援事業等の充実を図ることにより、子どもの自立に向けた取組を着実に進める。

児童養護施設等の職員の人材育成を推進するほか、補助職員の配置による業務負担の軽減等により人材確保を図る。

3 仕事と家庭の両立支援の推進【一部推進枠】(再掲・40ページ

参照)

277億円(281億円)

